

# 申 請

令和7年4月10日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣 石破 茂 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく  
令和6年12月25日付け指示について、下記のとおり申請する。

## 記

- 次に掲げる品目について出荷制限を一部解除すること。  
宮城県登米市、栗原市及び大崎市において産出されたこしあぶらのうち、別紙出荷制限解除の検査計画と出荷管理に基づき非破壊検査を受け、基準値以下であることが確認されたこしあぶら。
- 解除を申請する理由  
別紙参照

## 検査・出荷管理方針

### 1 放射性物質検査

宮城県（以下「県」という。）と登米市、栗原市及び大崎市（以下「各市」という。）は連携し、下記の検査を実施する。

- (1) 各市又は、各市が委託する者は市内に設置した非破壊式放射能測定装置（スクリーニングレベル5.2 Bq/kg）により、全量につき、出荷前にスクリーニング検査を行う。
  - ① 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベル以下の場合は、検査したこしあぶらを出荷しても差し支えないものとする。
  - ② 放射性セシウムの検査結果がスクリーニングレベルを超過した場合は、各市又は各市が委託する者から提供を受け、県はスクリーニングレベルを超過したこしあぶらを原子力安全対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づくモニタリング検査に必要な検体として、精密検査を実施する。  
精密検査後の検体は廃棄処分とし、流通しないことを確認する。
- (2) 県は各市が出荷開始前にスクリーニング検査を実施した3検体以上について精密検査を行い、非破壊式放射能測定装置で測定したものが基準値以下であることを確認した上で出荷する。
- (3) 県の定期検査として、出荷期間中に各市は週1回程度スクリーニング検査を実施したこしあぶらのうち、1検体について精密検査を実施する。

### 2 出荷管理

- (1) 採取・出荷者の管理

各市内でこしあぶらを採取し、販売を目的とする出荷を行うものについては、県は各市と連携し、採取地、出荷先等を記録した野生山菜・きのこ類採取・出荷者管理台帳（以下「台帳」という。）を整備する。  
採取地、出荷先等の出荷者情報に変更があった場合は、その都度、台帳及び登録通知書を更新する。
- (2) 出荷・販売管理
  - ① こしあぶらの販売を目的とする採取・出荷は、台帳に登録された採取・出荷者に限定する。  
販売は、登録された販売施設等に限って販売する。
  - ② スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベル以下であることが確認されたこしあぶらのみを出荷可能とし、出荷に当たり、県及び各市は全てのこしあぶらについて、販売単位毎に検査番号による管理を行い、これを記した出荷・販売台帳を作成する。  
採取・出荷物の包装パッケージ等に、販売単位毎に品目、採取地、採取者の住所・氏名、検査番号及び放射性物質が基準値以下である旨を表示する。
  - ③ 各市は、スクリーニングレベルを超過したこしあぶらが誤って出荷されないよ

う、検査番号等を元に検査結果と現物を照合し、廃棄するなどせず、県が行う精密検査に供する。

- ④ 県と各市は、販売施設等に対し、こしあぶらを入荷する際は、台帳登録者による検査済み出荷品であるか確認するとともに、入荷したこしあぶらが台帳登録者以外の出荷品であることが判明した場合は、登米市、栗原市又は大崎市に報告するよう依頼する。
- ⑤ 各市は、販売を行わない直売所、小売店、J A、市場等にも販売管理情報を提供し、未登録出荷先への出荷防止や、台帳登録者による検査済み出荷品以外の販売が行われないようにする。

### 3 関係者への周知

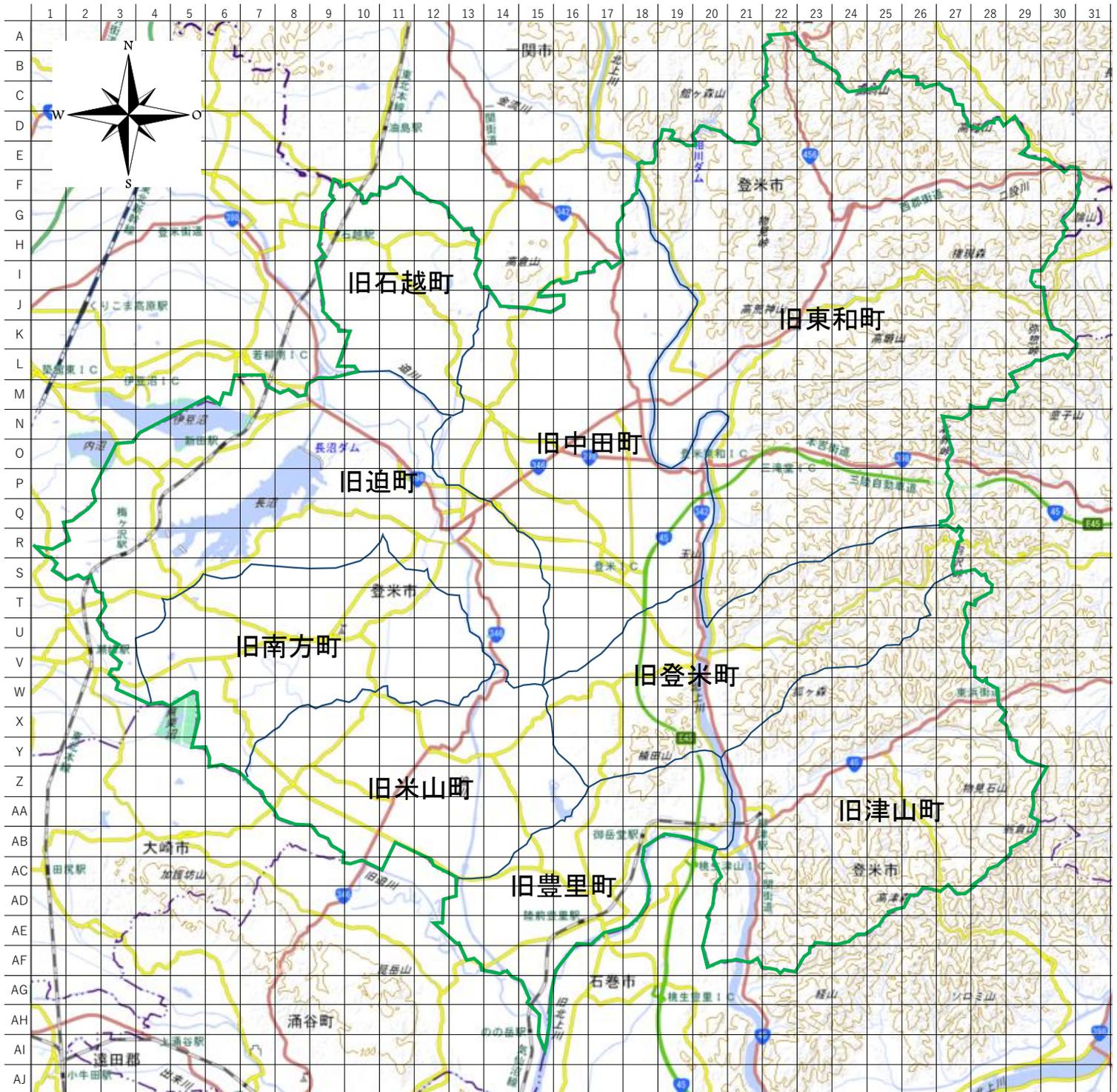
県は各市と連携し、消費者・流通業者等に対して、適時・的確に検査結果などの情報を提供する。

また、本計画の内容について、採取・出荷者、流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・関係団体等に協力を求める。



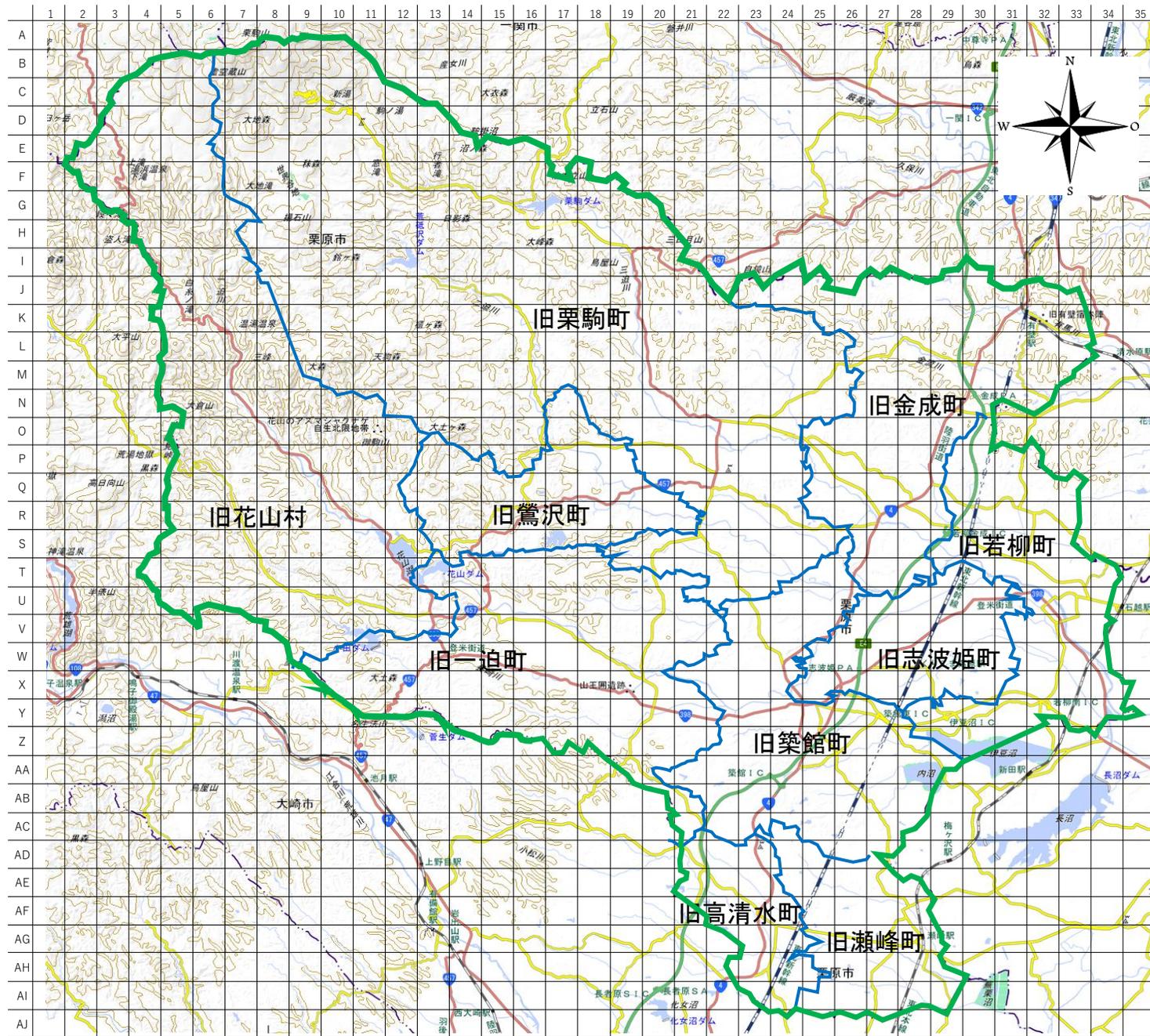
# 登米市採取場所位置図

(別添)



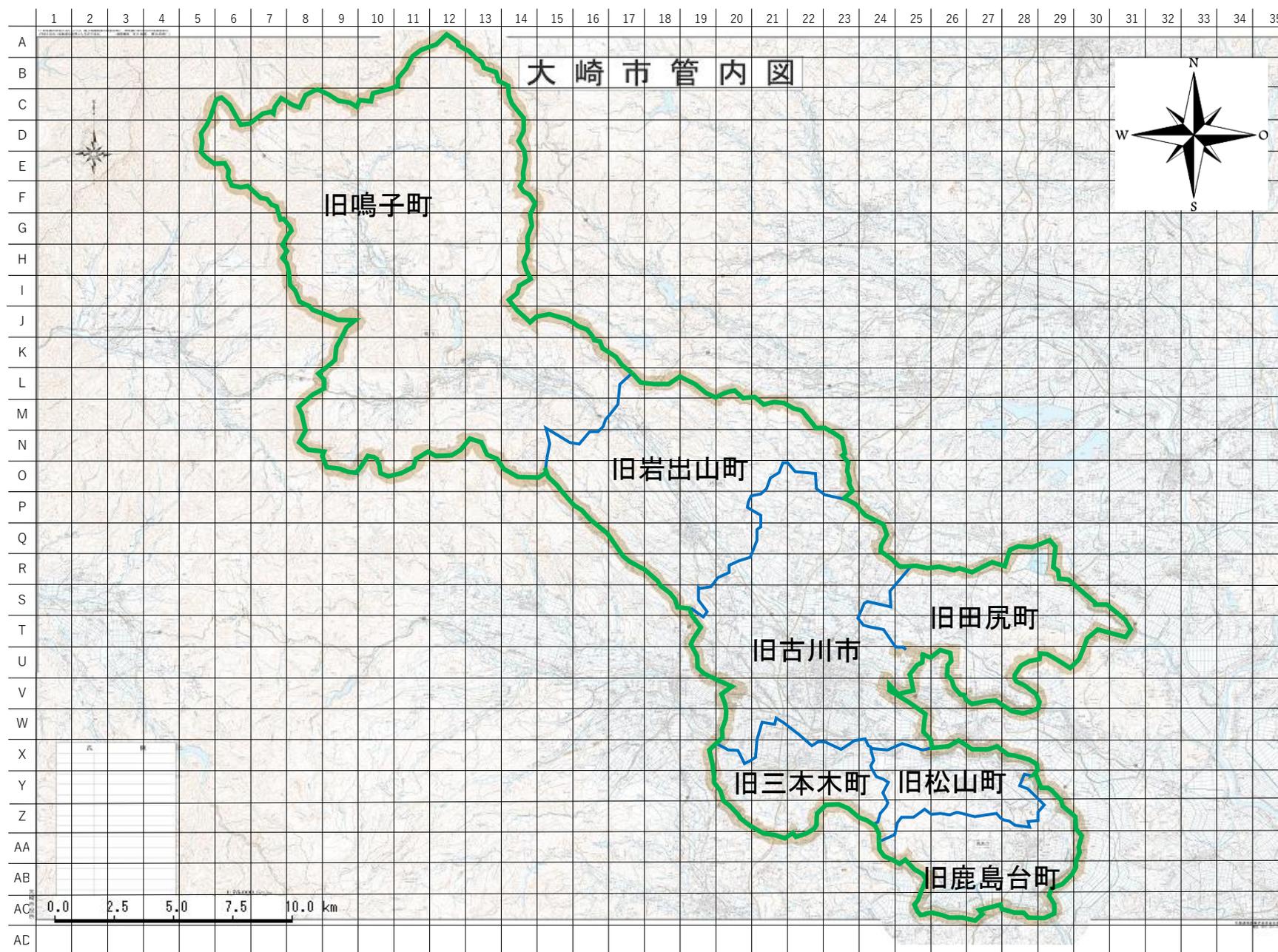
# 栗原市採取場所位置図

(別添)



# 大崎市採取場所位置図

(別添)



# こしあぶらの出荷管理の考え方（宮城県）

出荷制限解除後に基準値を超過するこしあぶらが出荷されないよう、出荷に関して以下の対策に取り組む

## こしあぶらの出荷者管理及び出荷管理

- 1 目的  
出荷管理を徹底し、安全なこしあぶらの流通を図る
- 2 対象者  
登米市、栗原市又は大崎市のいずれか市内でこしあぶらを出荷・販売目的で採取・出荷する者
- 3 出荷者の管理
  - (1) 採取地、出荷先、検査結果等を記載した野生山菜・きのこ類採取・出荷者管理台帳及び野生山菜・きのこ類出荷・販売台帳の整備
  - (2) 記載事項の変更があった場合はその都度変更する
- 4 出荷管理
  - (1) 出荷先・販売先を限定し、それ以外のところには出荷しない
  - (2) 宮城県は、野生山菜・きのこ類採取・出荷者管理台帳に登載した出荷者を該当市に通知する
  - (3) 出荷物に品目、採取地、採取・出荷者住所・氏名、検査番号を表示する
  - (4) 販売を行わない直売所、小売店、J A、市場等にも販売管理情報を

### ■ 出荷者登録から出荷・販売の流れ

